

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月27日
【会社名】	株式会社ミライト・ホールディングス
【英訳名】	MIRAIT Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 正俊
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
【電話番号】	03(6807)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 桐山 学
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
【電話番号】	03(6807)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 桐山 学
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 282,204,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	160,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年4月27日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 本自己株式処分は、当社の完全子会社である株式会社ミライト(以下「ミライト」といいます。)を株式交換完全親会社、同社の子会社である株式会社日設(東京都港区芝浦一丁目2番1号 代表取締役社長 山本晃、以下「日設」といいます。)を株式交換完全子会社とし、当社普通株式を対価とした株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社に取得させることを目的とし、ミライトを割当予定先として行う自己株式処分です。本株式交換の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	160,800株	282,204,000	
一般募集			
計(総発行株式)	160,800株	282,204,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
1,755		100株	平成30年6月22日(金)		平成30年6月22日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払込むものとします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社及び割当予定先との間で株式総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ミライト・ホールディングス 財務部	東京都江東区豊洲五丁目 6 番36号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京法人営業部	東京都中央区八重洲二丁目 4 番 1 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
282,204,000		282,204,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであり、資金調達を目的とするものではありません。なお、上記差引手取概算額282,204,000円については、平成30年6月以降業務運営に資するため運転資金に充当する予定であり、実際の支出までは当社銀行預金口座で管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本株式交換について

1. 本株式交換の目的

当社グループの主力分野である情報通信分野においては、固定通信分野で光コラボレーションモデルが普及し、移動体通信分野では第4世代移動通信システム(4G)の高度化や、新たな周波数帯でのサービスが開始されています。加えて、本格的なIoT時代の到来に向けて、クラウド、センサー、オフィスソリューション等におけるビッグデータや人工知能(AI)を活用した新たなソリューションに対する需要の高まりや、2020年に向けた社会インフラの再構築など、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

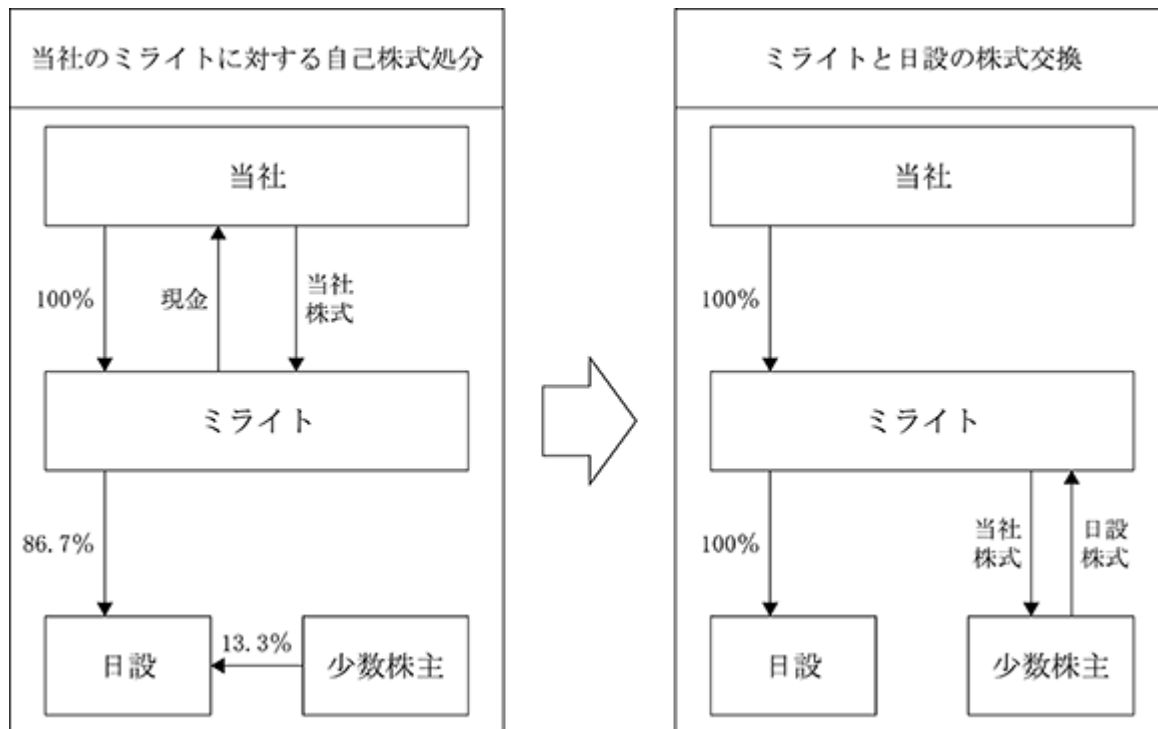
当社グループは、このような社会構造、通信環境の変化に対応し「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、2017年度を起点とする4か年の新中期経営計画(2020年度目標:売上高3,400億円、営業利益170億円、ROE 8%以上)を策定し、事業領域の拡大、ビジネスモデルの変革、利益重視の事業運営を推進しております。

一方で、社会的に少子高齢化、働き手不足が進むなか、当社グループは協力会社も含め皆が安心して働けるよう労働環境の整備、安全対策の徹底等を進めることにより、事業の担い手確保に努めるとともに、IoTの活用など働き方を能動的に変化させていく必要があります。

今般、グループの中核企業であるミライトと、同社の子会社であり、空調・給排水衛生設備・電気設備の設計及び施工を主な事業としている日設との資本関係を再構成しより緊密な関係を構築することで、今後2020年に向けて拡大が見込まれる社会インフラビジネスやIoTを活用したスマートビル、スマートオフィスの構築、環境エネルギーや省エネソリューション等の分野において、両社が有する技術力、人材、顧客基盤等を融合しこれら新規事業領域への取り組みを推進し、また、既存の事業においては人材の最適配置や相互交流、育成等を通じた施工体制の強化、多様な協力会社の技術力確保等、グループのリソースを有効活用し業務の効率化を図ることがグループとしての収益力、競争力の向上に繋がるものと判断するに至り、平成30年7月1日を効力発生日とする本株式交換により、日設をミライトの完全子会社とすることといたしました。

本株式交換の実施にあたり、上記の目的を実現するとともに、()現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、日設の少数株主の皆様にも本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、()当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換対価としては、ミライトの株式ではなく、上場会社である当社の普通株式を割り当てることとするため、当社は本株式交換に先立ってミライトに対し自己株式を割り当ていたします。本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式を株式交換完全親会社であるミライトに取得させることを目的とするものであります。

なお、当該取引によるミライトの当社の普通株式の取得は、会社法第800条に基づく子会社による親会社株式の取得であります。



2. 本株式交換の日程

平成30年4月27日	本株式交換契約締結の取締役会決議(当社、ミライト、日設)
平成30年4月27日	本株式交換契約締結日(ミライト、日設)
平成30年6月13日(予定)	株式交換承認時株主総会(日設)
平成30年7月1日(予定)	本株式交換の実施予定日(効力発生日)

(注) 1. ミライトは、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

2. 本株式交換の実施予定日(効力発生日)は、両社の合意により変更されることがあります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容

	ミライト (株式交換完全親会社)	日設 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	6.7
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：160,800株	

(注) 1. 株式の割当比率

日設株式1株に対して、当社の普通株式6.7株を割当て交付いたします。ただし、ミライトが保有する日設株式157,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ、変更される事があります。

2. 本株式交換により交付する当社株式の数

当社普通株式：160,800株

ミライトは、本株式交換により日設の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における日設の株主の皆様(ただし、ミライトを除きます。)に対し、その保有する日設株式に換えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付いたします。従いまして、ミライトは、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

3. 単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる日設の株主の皆様においては、所有株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することとなりますが、単元未満株式については取引所市場において売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、所有されている単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

・単元未満株式の買増請求(1単元(100株)への買増)

会社法第194条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、単元株式に不足する株式数の市場価格による買増しを請求し、ご所有の単元未満株式と合わせて1単元(100株)にすることができる制度です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社ミライト
本店の所在地	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
代表者の役職および氏名	代表取締役社長 鈴木 正俊
資本金	5,610百万円
事業の内容	情報通信エンジニアリング事業等
主たる出資者およびその出資比率	当社 100%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は、ミライトの普通株式41,112,324株(発行済株式総数の100%)を所有しております。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		当社の取締役1名が、ミライトの取締役を兼任しております。
資金関係		当社は、ミライトよりキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による資金の預入れを受けています。
技術又は取引関係		当社は、ミライトからミライトグループ経営管理料を受け取っています。

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との関係の欄は、平成30年4月27日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

本株式交換は、前記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、ミライト及び日設が社会インフラ・環境エネルギー等の分野における更なる推進とグループのリソースを有効活用することにより、最大限のシナジーを発揮し、収益力、競争力の強化を図ることを目的としておりますが、その目的を実現するとともに、()現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、日設の少数株主の皆様へ本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、()当社グループとして、当社及びミライト間の100%親子会社の関係を維持する必要があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、ミライトの株式ではなく、ミライトの完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとしました。したがって、当社は、ミライトを本自己株式処分の割当予定先として選定しました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 160,800株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるミライトは、割り当てられた当社の株式すべてを本株式交換の対価として使用する予定です。また、当社はミライトが割り当てを受けた日から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、ミライトから確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるミライトの払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、ミライトの連結貸借対照表(平成30年3月31日現在)により確認しております。

ミライトの連結貸借対照表(平成30年3月31日現在)における現金及び預金は3,213百万円になります。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるミライトは、株式会社東京証券取引所の上場会社である当社の完全子会社であります。また、当社は株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(平成29年6月29日付)「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載しているとおり、「ミライトグループ企業倫理憲章」において、企業の存立基盤である地域社会との積極的なコミュニケーションを図り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、「金を出さない」「関係を持たない」「恐れない」を基本原則として規定し、毅然とした態度で対応することを掲げ、ミライトを含む当社グループ内での周知徹底を図る等、必要な対応を行っております。以上から、当社としては、ミライト及びその役員は反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無い旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成30年4月26日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,755円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直近1か月間の終値の平均値である1,701円との乖離率が+3.17%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直近3か月間の終値の平均値である1,665円との乖離率が+5.41%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直近6ヶ月間の終値の平均値である1,612円との乖離率が+8.87%(小数点以下第3位を四捨五入)となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により処分される普通株式数は合計160,800株であり、平成30年3月31日時点の当社発行済普通株式総数85,381,866株に対する希薄化率は0.19%(小数点以下第3位を四捨五入、平成30年3月31日時点の総議決権数793,266個に対する希薄化率0.20%)と小規模であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本株式交換により当社の連結経営体制が一層強化され、経営資源の最適かつ効率的な活用を通じ、当社の企業価値向上に資するものと考えられることから、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
住友電気工業株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	16,236,015	20.47%	16,236,015	20.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8番11号	4,768,600	6.01%	4,768,600	6.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	3,743,400	4.72%	3,743,400	4.71%
住友電設株式会社	大阪市西区阿波座2丁目1番4号	2,488,640	3.14%	2,488,640	3.13%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (港区港南2丁目15番1号)	2,353,203	2.97%	2,353,203	2.96%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	中央区晴海1丁目8番11号	1,421,500	1.79%	1,421,500	1.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	中央区晴海1丁目8番11号	1,317,000	1.66%	1,317,000	1.66%
株式会社みずほ銀行	千代田区大手町1丁目5番5号	1,229,947	1.55%	1,229,947	1.55%
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (千代田区丸の内2丁目7番1号)	1,218,500	1.54%	1,218,500	1.53%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (新宿区新宿6丁目27番30号)	1,183,640	1.49%	1,183,640	1.49%
計		35,960,445	45.33%	35,960,445	45.24%

- (注) 1. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 上記のほか当社所有の自己株式5,840,584株(平成30年3月31日現在)は割当後5,679,784株となります。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成30年3月31日現在の総議決権数793,266個に本自己株式処分により増加する議決権数1,608個を加えた数で除した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第7期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
平成29年6月29日関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

第8期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
平成29年8月7日関東財務局長に提出。

3 【四半期報告書又は半期報告書】

第8期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
平成29年11月7日関東財務局長に提出。

4 【四半期報告書又は半期報告書】

第8期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)
平成30年2月7日関東財務局長に提出。

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出。

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月3日に関東財務局長に提出。

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月27日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年4月27日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ミライト・ホールディングス 本社
(東京都江東区豊洲五丁目6番36号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。